

議案第三十四号

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十年六月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成三年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区整備計画の項中「（平成二十七年東京都告示第千八百八号）」を「（平成三十年東京都告示第二百八十八号）」に改め、同表に次のように加える。

芝浦一丁目地区地区整備計画	都市計画法第二十条第一項の規定により告示された芝浦一丁目地区地区計画（平成三十年港区告示第八十号）のうち、地区整備計画が定められた区域
虎ノ門一・二丁目地区地区整備計画	都市計画法第二十条第一項の規定により告示された虎ノ門一・二丁目地区地区計画（平成三十年東京都告示第三百八十五号）のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第二環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区整備計画の項中

同表に次のように加える。

<p>芝浦一丁目地区 丁地区 区画 整備計</p>		<p>風営法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する建築物</p>					<p>計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行</p>									
<p>又街区 (又一街区を除く)</p>	<p>風営法第二条第一項第四号及び第五号に掲げる風俗営業並びに同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかの用に供する建築物</p>	<p>建築物の共用の部分及び自動車庫その他用途上やむを得ない部分を除く。 (一)飲食店 (二)展示場その他これに類するもの (三)郵便局、銀行の支店、美容院、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 二 風営法第二条第一項第四号及び第五号に掲げる風俗営業並びに同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかの用に供する建築物</p>				<p>トル</p>	<p>歩行者の安全性及び快適性を確保するために必要なひさしその他これに類するもの並びに壁面緑化のための施設を除く。</p>	<p>八。都市再生特別措置法第三十項に基く一都府特別区及び特別区内の建築物の建築高さの制限については、この限りでない。</p>	<p>第二号第一項に定める高さ</p>	<p>第二号第一項に定める高さ</p>						

に改め、

B街区	街区
鉄 駅 出 入 口 施 設 サ イ ク ル 公 路 等 の 公 益 上 の 建 築 物 の 他 の 建 築 物 に 類 する も の の 給 排 気 施 設 の 部 分 並 び に 建 築 物 の 出 入 口 の 上 部 に 位 置 する ひ さ し の 部 分 を 除 く。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

都市計画決定が変更された環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画並びに都市計画決定された芝浦一丁目地区地区計画及び虎ノ門一・二丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限を定めるため、本案を提出いたします。